退職により国保に加入される方へ

会社を退職された後は、空白期間を作ることなく、いずれかの健康保険に加入する必要があります。
ご自身の状況に適した健康保険を選びましょう。

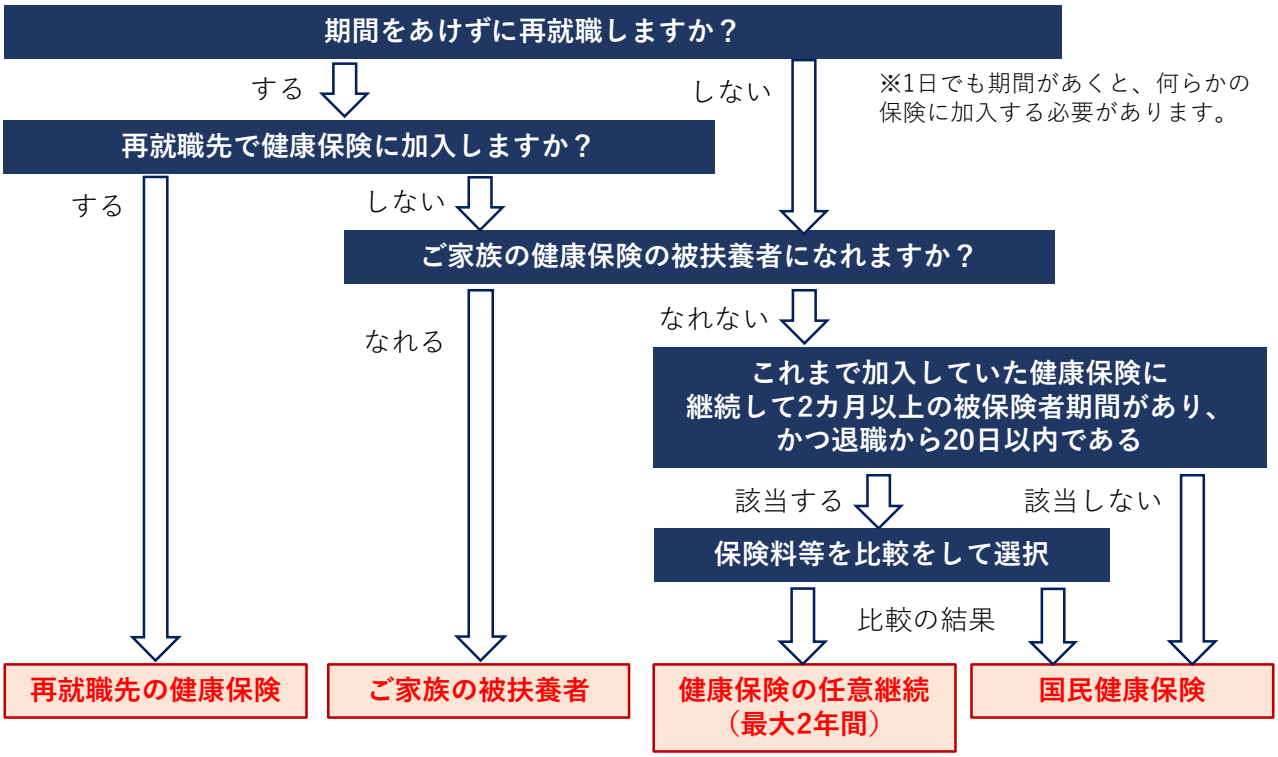

社会保険（健康保険）の「任意継続制度」とは？

退職後も、これまで加入していた職場の健康保険に個人で引き続き加入できる制度です。（最大2年間）

保険料について

- 任意継続制度の保険料は在職中と異なり、事業所による負担がなくなり、本人が全額負担することになり、原則としてこれまでの約2倍の保険料がかかります。
- 一方で、松江市の「国民健康保険料」は、世帯主や加入者全員の「前年の所得」をもとに計算されます。
- どちらが安くなるかは人によって異なりますので、必ず事前に両方の保険料を比較することをお勧めします。

お問い合わせ先

任意継続の詳しい手続きや保険料の見積もりについては、これまで加入されていた健康保険の窓口（健康保険組合や協会けんぽ等）へ直接お問い合わせください。

ご家族の健康保険の「被扶養者（扶養）になるには？

お仕事をされているご家族（配偶者や親、お子様など）が加入している健康保険の「扶養」に入る方法です。（所得要件があります）

保険料について

- 扶養に入ることができれば、ご自身の保険料負担は「0円（なし）」になります。
- また、被扶養者が増えても、ご家族の健康保険料が高くなることもありません。

お問い合わせ先

扶養に入れるかどうかの詳しい条件や申請方法、必要な書類については、ご家族が勤務されている会社（事業所）へお問い合わせください。